

意 見 骨 子

令和5年2月14日

弁護士 瀬戸 一 哉
(埼玉弁護士会所属)

1 民事事件担当弁護士として

判決書に書かれた内容ではなく、その獲得に向けて当事者・代理人の活動にこそ史料的価値があるケースも多いと思われます。

他方で、訴訟は人と人の争いの記録であり、当然、その中には多い少ないの違いはあってもプライバシー情報等が含まれていますから、保存された訴訟記録が、インターネット上にそのまま公開したり、だれもが自由に閲覧できるとすることには問題があります。

日弁連情報問題対策委員会で、2021年に9条特別保存記録の現状を確認した際、さいたま地裁本庁で特別保存されている記録を閲覧しました。

当時、2号特別保存されている記録は14件（うち5件は一連の事件）でした。弁護士にとってはごくふつうの日常的な事件もあり、どのような基準で選んでいるのかわかりませんでした。

訴訟の過程で提出される主張、書証や証言に史料的価値の高いと思われる事件はほかにたくさんあるのではないかとの印象をもちました。

例えば、最近の報道で、ストーカー行為等規制法制定のきっかけとなった桶川ストーカー殺人事件の国賠訴訟記録が廃棄されていたことが明らかになりました。現在の運用要領が定められる前ではありますが、市民からの相談対応のあり方や警察組織内の問題など、具体的にどのようなことがあったか極めて史料的価値の高い事件であったと思われます。

訴訟記録が訴訟の勝ち負けとは異なる史料的価値があるものであれば「国民共有の知的資源」として保存されるべきであり、プライバシーが問題となる情報は個別事案において対応するとともに、適正な利用の仕方を整備することによって、「国民共有の知的資源」として有意義な活用も可能になると思います。

2 意見として

(1) 2号保存の保存基準、その判断について

ア 現在の運用通達において2項特別保存の対象となるべき記録は、一般的に史料的価値が高いものと思われ、適切に保存されるべきです。

イ 現在の運用通達の基準例は、判決書に書かれている内容を基準にしているように読めます。

訴訟記録の保存は訴訟過程（審理過程）に現れた主張、証拠の保存である以上、訴訟過程の顕出される主張、証拠の史料的価値に着眼した基準を設けるべきです。

ウ 保存、その後の利活用に当たっては、当事者らのプライバシーに留意し、適切な利用の仕方の整備が必要です。

このような保存基準の策定、判断については、学者や弁護士会などを交え、第三者の目で多面的に評価する仕組みを検討すべきです（なお、報道によれば、欧米では、公文書管理を担う専門機関が保存の権限を持っていたり、助言したりしているとのことです。）。

（２）２号保存要望の取り扱いについて

裁判所外の応募者には、保存期間満了時がわからないので、自分が要望した訴訟記録が未だ保存されているのか廃棄されているのかがわからないまま要望を出すことになります。

裁判所は訴訟記録の保存要望があった場合、ただ要望書を受け取るだけでなく、当該訴訟記録の廃棄済み、保存期間未了、要望の受け入れの有無を回答すべきです。そのことをホームページに明記すべきです。

毎年、東京地裁では一覧表がＨＰに掲載されていますが、さいたまでは一覧表の掲載はありません。

今後、全国で、毎年、地家裁が２項特別保存に付すことを決めた記録を公表し、これが報道されるようになれば、一般に２項特別保存の制度が知られる機会になると思います。

なお、現在、東京弁護士会では、２項特別保存に関する検討ＷＴを立ち上げ、特別保存を求める事件を検討し、要望する他、裁判所との協議を行うなどしているとのこと。

日弁連情報問題対策委員会では、そのような取り組みを各地の単位会にも広げ、全国の単位会で組織的に取り組み、各地の地裁と協議していくような動きを作りたいとの意見が出されています。

以上